

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

国等の状況等を勘案し、月60時間の超過勤務時間の積算基礎について改正する。

2 改正内容

日曜日又はこれに相当する日の超過勤務について、月60時間の超過勤務時間の積算に含める。これに伴い、月60時間を超えた日曜日又はこれに相当する日の超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を、現行の支給割合100分の135から100分の150に引き上げる。

【参考】 月60時間の超過勤務時間の積算基礎となる超過勤務の改正状況

超過勤務の区分	改正前	改正後
正規の勤務時間が割り振られた日における超過勤務	対象	対象
土曜日（日曜日又はこれに相当する日以外の週休日）における超過勤務	対象	対象
日曜日又はこれに相当する日における超過勤務	対象外	対象

3 規程整備の内容

別紙新旧対照表のとおり

4 施行日

平成23年4月1日

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

職員の給与に関する条例（改正部分抜粋）

現 行	改 正
<p>第9条（第1項から第3項まで省略）</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第4条及び第5条に規定する週休日をいう。第17条第5項及び第22条第1項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>（超過勤務手当）</p> <p>第17条（第1項から第4項まで省略）</p> <p>5 正規の勤務時間を超えてした勤務（<u>週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。</u>）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>（第1号及び第2号省略）</p>	<p>第9条（第1項から第3項まで現行に同じ）</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第4条及び第5条に規定する週休日をいう。第22条第1項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>（超過勤務手当）</p> <p>第17条（第1項から第4項まで現行に同じ）</p> <p>5 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>（第1号及び第2号現行に同じ）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</u></p>